（３）参照価格の設定に関する説明

（注）「参照価格」とは、低炭素水素等利用事業者が既存の原料・燃料に代替して低炭素水素等の利用を行う場合における当該原料・燃料の単位量当たりの価格をいう。

（注）２以上の用途で低炭素水素等の利用を行う場合にあっては、欄を追加して低炭素水素等の用途ごとに記載すること。

（４）低炭素水素等利用事業の用に供する施設のＥＰＣの実施体制

（注）ＥＰＣの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（５）低炭素水素等利用事業に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術・利用技術）

（６）関連する類似業務等の実績

（７）安全に関する法令に係る許認可等その他の事業実施に必要な許認可等を取得する見込み

（８）事業実施地域における住民・地方公共団体の受容性と今後の見通し

（９）事業実施地域における政府・地方公共団体との連携・協力体制

（１０）その他特記事項

（注）低炭素水素等利用事業者が２以上の場合にあっては、欄を追加して事業者ごとに（１）～（１０）を記載すること。

３　低炭素水素等の貯蔵等に関する説明

（１）低炭素水素等の貯蔵等における想定リスクとその対策

（２）低炭素水素等の貯蔵等の用に供する施設のＥＰＣの実施体制

（注）ＥＰＣの事業ストラクチャーについて、図や表などを用いて記載すること。

（３）低炭素水素等の貯蔵等に関する技術の成熟度（貯蔵技術・輸送技術）

（４）関連する類似業務等の実績